

北海道大学大学院文学研究院専門研究員内規

(平成 19 年 2 月 2 日制定)

(目的)

第 1 条 この内規は、北海道大学大学院文学研究院（以下「本研究院」という。）における専門研究員の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、本研究院の博士後期課程を修了した者の研究の継続を支援し、科学技術・学術活動の基盤となる人材の養成に貢献するとともに、本研究院における研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 専門研究員 北海道大学大学院文学研究科または文学院の博士後期課程を修了し、正規の職を有しない者であって、この内規に基づき本研究院において報酬を受けないで研究を行う者をいう。

(2) 担当教員 専門研究員の研究の実施に関し責任を有する北海道大学大学院文学院の教員をいう。

(受入れ期間)

第 3 条 専門研究員の受入れ期間は、1 年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究院長が引き続き専門研究員の研究を継続する必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(申請)

第 4 条 専門研究員として研究を希望する者（以下「研究希望者」という。）は、別紙様式第 1 号による専門研究員研究申請書を、担当教員を経由して、研究院長に提出しなければならない。

(決定)

第 5 条 研究院長は、前項の規定により申請があったときは、本研究院の教授会の議を経て、専門研究員を決定するものとする。

2 研究院長は、前項の規定により専門研究員を決定したときは、当該研究希望者に別紙様式第 2 号による専門研究員研究許可通知書を交付するものとする。

(便宜供与)

第 6 条 専門研究員は、本研究院の教育研究に支障のない範囲において、研究を遂行するために必要な施設、図書及び設備を利用することができる。

(義務)

第 7 条 専門研究員は、原則として当該年度内に学術振興会特別研究員（P D、R P D）、海外特別研究員、外国人特別研究員のいずれかの申請を行わなければならない。

2 専門研究員は、当該年度末に、別紙様式第 3 号による専門研究員研究成果報告書を提出しなければならない。

(諸規則等の遵守)

第 8 条 専門研究員は、北海道大学の諸規則等を遵守しなければならない。

(研究許可の取消し)

第 9 条 専門研究員が前条の規定に違反し、又は専門研究員としてふさわしくない行為を行ったときは、研究院長は、当該専門研究員としての研究の許可を取り消すことができる。

(守秘義務)

第 10 条 専門研究員は、研究活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人、鑑定人等として証言する場合は、この限りでない。

(傷害保険)

第 11 条 専門研究員は、研究を開始する前に、傷害保険に加入するよう努めなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 本研究院は、専門研究員が故意又は過失により本研究院に損害を与えたときは、当該専門研究員に対し、その損害の全部又は一部について賠償を求めることができる。

(雑則)

第 13 条 この内規に定めるもののほか、専門研究員に関し必要な事項は、研究院長が定める。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 20 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 22 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 5 年 1 月 20 日から施行する。